

変更前	変更後
(追加)	<p>1 2. 資金移動取引の依頼・受付・成立</p> <p>(6) 振込取引の依頼内容についての調査  前各項の定めにかかわらず、当行が必要と判断した場合には、振込取引の依頼内容について調査するため振込の手続きを行うことに支障がないことの確認がとれるまで当該振込取引を保留し、調査の結果によっては謝絶できるものとします。なお、利用口座からの資金および振込手数料の引き落としの可否の判定、利用口座の払戻可能額および当行所定の利用限度額を超える取引となるかどうかの判定および当行所定の振込手数料の金額の算定は、当行が振込の手続きを行うことに支障がないと確認がとれた時点で行うものとします。この時点で、資金または振込手数料の引き落としにより利用口座の払戻可能額の超過、利用限度額の超過が生じる場合またはその他の事由により利用口座からの払い戻しができない場合は、当行は当該振込取引の依頼を謝絶できるものとします。また、当行が振込の手続きを行うことに支障がないと確認がとれた時点が、当行所定の当日処理受付時限を超過した場合は、翌営業日以降の振込取引となります。本項に基づく振込取引の保留、謝絶、または振込取引が翌営業日以降になったことにより利用者が生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</p>